

令和2年度第一次補正予算「高収益作物次期作支援交付金」に係る  
公募要領（第3回）

※ 11月13日に本公募要領を一部改正し、公募期間を12月25日まで延長しました。

※ 11月18日に本公募要領を一部改正し、運用見直しに伴う追加措置に関する実施要綱・実施要領の改正を反映しました。修正箇所は赤字で記載しています。

第1 総則

高収益作物次期作支援交付金に係る公募については、この要領に定めるものとします。

第2 趣旨

新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上げが減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、国内外の新たな需要等に対応するため、直接販売や契約栽培、輸出に向けて販路の転換又は拡大に取り組む農業者に対して、次期作における資材や機械の導入等の生産活動に対する支援や、輸出等の新たな需要確保に向けた新技術導入、海外の残留農薬基準への対応等の取組を支援します。

第3 事業の概要

事業実施主体は、次に掲げる支援等を実施することとします。

- 1 高収益作物次期作支援
- 2 高収益作物次期作支援推進事務

なお、本事業の詳細等については、高収益作物次期作支援交付金交付要綱（令和2年4月30日付け2生産第210号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、高収益作物次期作支援交付金実施要綱（令和2年4月30日付け2生産第211号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、高収益作物次期作支援交付金実施要領（令和2年4月30日付け2生産第212号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）、高収益作物次期作支援交付金実施要領に基づき生産局長が別に定める高集約型品目及び単価並びに厳選出荷の取組の対象となる品目について（令和2年6月23日付け2生産第524号生産局長通知）及び高収益作物次期作支援交付金の運用の見直しについて（令和2年10月12日付け2生産第1277号生産局長通知。以下「運用見直し通知」という。）を御覧ください。

第4 応募団体の要件

本事業に応募できる応募者（以下「応募団体」という。）は次に掲げる者とし、受益農家が3戸以上であるものとします。ただし、運用見直し通知の適用により受益農家が減少する場合は、この限りではありません。

- 1 協議会（実施要領第2に定める要件及び承認を受けた協議会をいう。）
- 2 都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。）

- 3 地域農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会をいう。）
- 4 農業協同組合連合会
- 5 農業協同組合
- 6 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- 7 農業者の組織する団体（実施要領第3に定める要件を満たす団体をいう。）
- 8 地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体

## 第5 申請書類の作成及び提出

- 1 本事業への応募を希望する応募団体は、承認申請書及び事業実施計画書（実施要領別紙様式第5-1号及び第5-2号 ~~（公募用※）~~）を作成し、添付書類とともに第5の2で定める提出期限までに提出してください。

~~※—運用見直し通知の2の（5）に基づき、応募に当たっては当該様式により作成してください。~~

（掲載 URL : [https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/seisan/20200515\\_1.html](https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/seisan/20200515_1.html)）

また、事業実施計画書の作成は、以下により行うものとします。

- （1）応募団体は、管轄する地域の農業者等から交付金申請書及び取組計画書（実施要領別紙様式第6-1号及び第6-2号）に加え、申告書の提出を受けてください。なお、実施要領別紙1-1第3の4の（1）に定めるとおり、運用見直しに伴う追加措置の交付額算定の基礎となる経費が当初算定額（運用見直し前の交付予定額）を上回る場合は、申告書の提出は不要です。
- （2）事業実施主体は、提出のあった申告書について、運用見直し通知の1の（2）、（3）及び（4）を満たしていることを確認してください。なお、実施要領別紙1-1第3の4の（2）に定めるとおり、当該申告書により申請の取り下げが行われている場合であって、運用見直しに伴う追加措置に関する申請を農業者等が行う場合には、運用見直し通知による申請の取り下げはなかったものとみなします。
- （3）応募団体は、取組計画書（実施要領別紙様式第6-2号7. 追加措置の取組一覧表を含む）及び申告書の情報を事業実施計画書（実施要領別紙様式第5-2号 ~~（公募用）~~）に記入してください。
- （4）高収益作物次期作支援推進事務は、事業実施主体において、高収益作物次期作支援の推進に必要な事務経費を申請してください。

## 2 公募期間、応募書類の提出期限、提出部数及び提出先等

### （1）公募期間

令和2年10月21日（水）から12月25日（金）午後5時

※ 「高収益作物次期作支援交付金の運用見直しに伴う追加措置について（令和2年10月30日付けプレスリリース）」にてお知らせしている追加措置を含む事業

実施計画書の提出受付は、令和2年11月19日（木）から行います。

※ 第3回公募が、最終公募となります。これ以降の募集は行いませんので、応募の予定がある場合は、この期限内に必ず応募してください。また、予算の範囲内で交付するため、応募後の事業費の増額は基本的に認められません。

(2) 提出期限

令和2年12月25日（金）午後5時

※ 郵送の場合は、当日消印有効。この場合は、上記の提出期限までに別紙1の提出先に電話でその旨を連絡するとともに、郵送する書類の電子媒体を、提出先から指定されるアドレスに電子メールで提出すること（添付するファイルは圧縮せず、1メール当たりの容量は7MB以下とする。）。

(3) 提出部数

各2部

(4) 問合せ先及び提出先

別紙1を参照し、応募団体が所在する地域を管轄する地方農政局等（北海道にあっては、北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に提出してください。

3 支援対象品目及び対象期間等

全国に適用する実施要領第1の1及び2に規定する支援対象品目及び支援対象となる期間（以下「対象期間」という。）、は別添1のとおりとします。

なお、一部の都道府県に限定して適用する支援対象品目及びその対象期間については、所在する地域を管轄する地方農政局等又は都道府県に確認してください。

また、実施要領第1の4に規定する地域特認品目、実施要領別紙1-1の第2の1において都道府県知事からの協議に基づき、生産局長が特に追加する必要性があると認められた高集約型品目、及び実施要領別紙1-2の1において都道府県知事からの協議に基づき、生産局長が特に追加する必要性があると認められた厳選出荷の対象となる品目とその対象期間は、所在する地域を管轄する地方農政局等又は都道府県に確認してください。

4 事業実施計画書等の提出に当たっての注意事項

(1) 予算の範囲内で交付するため、応募後の事業費の増額は基本的に認められないので、本事業への申請を希望する全ての農業者等から交付金申請書及び取組計画書（実施要領別紙様式第6-1号及び第6-2号）、申告書の提出を受けてください。

(2) 事業実施計画書等は、様式に沿って作成してください。

(3) 事業実施計画書等に虚偽の記載をした場合、または、申告書の確認をしていない申請部分は、採択対象となりません。

(4) 要件を有しない応募団体が提出した事業実施計画書等は、無効とします。

(5) 事業実施計画書等の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は、受け付けません。ただし、提出期限の消印で郵送する場合は、郵送する書類の電子媒体を事前に電子メールで提出してください。

(6) 事業実施計画書等を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等配達されたことが証明できる方法によってください。

- (7) 提出後の事業実施計画書等については、返却しませんので、御了承ください。
- (8) 提出後の事業実施計画書等については、原則、差し替えは認めません。
- (9) 事業実施計画書等は、原則、応募団体ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (10) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、本事業以外には無断で使用しません。

## 第6 交付金交付候補者の採択等

### 1 交付金交付候補者の採択

- (1) 地方農政局長等は、応募団体から提出された事業実施計画書等を確認し、本事業の事業実施主体となり得る候補（以下「交付金交付候補者」という。）を採択し、予算の範囲内において承認します。

なお、事業実施計画書等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、事業実施計画書等の承認においてその事実を考慮するものとします。

- (2) 地方農政局長等は、交付金交付候補者として採択された者に対してはその旨を、採択されなかった者に対しては採択されなかった旨を別紙様式1により通知するものとします。

### 2 交付決定に必要な手続

交付金交付候補者は、実施要綱、実施要領、その他の通知の内容を承知した上で、交付要綱に基づき、交付申請を行うものとします。

なお、申請の内容については、地方農政局長等の指摘に基づいて修正していただくことがあります。

## 第7 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、本公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問い合わせ > 補助事業参加者の公募、URL

<https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、募集開始等の周知に努めることとします。

## 第8 事業実施主体に係る責務等

交付金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

### 1 交付の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき適正な執行に努めること
- (2) 事業実施主体は、交付金の経理状況を常に把握するとともに、交付金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること

## 2 事業の推進

事業実施主体は、実施要綱、実施要領、交付要綱及び運用見直し通知を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

## 3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

## 4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう。以下同じ。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体等に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを御了解していただいた上で応募願います。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体等に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾すること
- (3) 本事業期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体等は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること

## 5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後 5 年間に於いて、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、交付した交付金の全部又は一部に相当する額を国に納付していただくことがあります。

## 6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた交付金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。

なお、事業実施主体等が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出することとします。

事業実施主体は、報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体等が妨げることとはできないものとします。

全国に適用する実施要領第1の1及び2に規定する支援対象品目及び対象期間等

対象期間	2～4月	5月	6月
野菜	全品目	たまねぎ、みつば、 わけぎ、パセリ、大葉、 わさび	
果樹	全品目	ゆず、すだち、かぼす、 びわ、ブルーベリー	
花き	全品目	全品目	
茶	茶	茶	茶

<参考1> 実施要領別紙1-1第2の1の高収益型品目については以下のとおり。

	対象品目	対象期間
野菜	施設で栽培される大葉及びわさび	2～5月
果樹	施設で栽培されるマンゴー、おうとう及びぶどう	2～4月
花き	施設で栽培される花き	2～5月

<参考2> 実施要領別紙別紙1-2の1の厳選出荷については以下のとおり。

	対象品目	対象期間
野菜	施設で栽培される大葉及びわさび	2～5月
果樹	施設で栽培されるマンゴー、おうとう及びぶどう	2～4月
花き	花き	2～5月
茶	茶	2～7月 <sup>※</sup>

※7月の対象については、2番茶の厳選出荷の6月からの継続分に限る

## 問合せ先・提出先窓口一覧

機関名		電話番号	郵便番号	住所
東北農政局	生産部 園芸特産課	022-221-6193(直通)	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟
関東農政局	生産部 園芸特産課	048-740-0434(直通)	330-9722	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
北陸農政局	生産部 園芸特産課	076-232-4314(直通)	920-8566	石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
東海農政局	生産部 園芸特産課	052-223-4624(直通)	460-8516	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 農林総合庁舎1号館
近畿農政局	生産部 園芸特産課	075-414-9023(直通)	602-8054	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎
中国四国農政局	生産部 園芸特産課	086-224-4511(代表) (内線2435・2764)	700-8532	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
九州農政局	生産部 園芸特産課	096-300-6253(直通)	860-8527	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎 A棟
北海道農政事務所	生産経営産業部 生産支援課	011-330-8807(直通)	064-8518	北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部 生産振興課	098-866-1653(直通)	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館



番 号  
年 月 日

事業実施主体名  
代表者氏名 殿

〇〇農政局長  
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長  
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

高収益作物次期作支援交付金の採択結果の通知及び事業実施計画の承認につ  
いて

〇〇年 月 日付け 号で申請のあつたこのことについて、交付金交付候補者  
として採択されたのでここに通知します。（※）

また、高収益作物次期作支援交付金実施要綱の第10の1に基づき事業実施計画を承認しま  
す。

なお、後日、割当内示をするので、これに基づき進められるようお願いします。

※ 承認されなかつた者に対しては、「〇〇年 月 日付け 号で申請のあつたこのこと  
について、交付金交付候補者として採択されなかつたのでお知らせします。」と書く。